

## 後期高齢者医療制度についてのお知らせ 令和3年度分からの軽減判定について変更があります

後期高齢者医療保険料は、世帯の所得状況に応じて均等割額（加入者全員に均等にかかる金額：令和3年度は50,640円）が軽減されます。

軽減とは？：7割軽減の方…均等割額から7割引いた金額をお支払いいただきます。結果的にお支払いいただく保険料は、7割引いた均等割額と所得割額との合計金額となります。

### ①所得要件の変更

令和3年度から対象者の所得要件が変更になりましたが、ほとんどの方に影響はありません。

### ②均等割額の軽減割合の変更

本来7割軽減の対象の方は、これまでさらに上乗せして軽減されてきましたが、令和2年度分の保険料をもって終了となりました。

令和2年度	令和3年度から																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>対象者の所得要件 <small>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)</small></th> <th>均等割の軽減割合</th> </tr> <tr> <td>33万円以下</td> <td>7.75割</td> </tr> <tr> <td>うち、世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)</td> <td>7割(本則)</td> </tr> <tr> <td>33万円+28.5万円×(被保険者数)以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>33万円+52万円×(被保険者数)以下</td> <td>2割</td> </tr> </table>	対象者の所得要件 <small>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)</small>	均等割の軽減割合	33万円以下	7.75割	うち、世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)	7割(本則)	33万円+28.5万円×(被保険者数)以下	5割	33万円+52万円×(被保険者数)以下	2割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>対象者の所得要件 <small>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)</small></th> <th>均等割の軽減割合</th> </tr> <tr> <td>43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ 以下</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ +28.5万円×(被保険者数)以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ +52万円×(被保険者数)以下</td> <td>2割</td> </tr> </table>	対象者の所得要件 <small>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)</small>	均等割の軽減割合	43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ 以下	7割	43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ +28.5万円×(被保険者数)以下	5割	43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ +52万円×(被保険者数)以下	2割
対象者の所得要件 <small>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)</small>	均等割の軽減割合																		
33万円以下	7.75割																		
うち、世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)	7割(本則)																		
33万円+28.5万円×(被保険者数)以下	5割																		
33万円+52万円×(被保険者数)以下	2割																		
対象者の所得要件 <small>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)</small>	均等割の軽減割合																		
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ 以下	7割																		
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ +28.5万円×(被保険者数)以下	5割																		
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ +52万円×(被保険者数)以下	2割																		

※令和3年度の【 】内の計算は世帯主及び世帯の被保険者全員の年金・給与所得者数が2人以上の場合に限りです。

【お問い合わせ】 健康福祉課 保険グループ 有線：31-5123 電話 54-2511

### 「後期高齢者医療被保険者証の 一斉更新について」

- 75歳以上の方（65歳以上で広域連合が障がい認定した方を含む）が、現在お使いの被保険者証「ピンク色」は、令和3年7月31日までお使いいただけます。
- 令和3年8月1日からお使いいただく被保険者証「紫色」は、7月中旬に郵送します。
- 令和2年中の所得の状況等により、医療機関でご負担いただく割合が、8月から変更になることがあります。被保険者証に記載されている自己負担割合（「1割」または「3割」）をご確認ください。
- 令和2年中の所得額等の確定に伴い、7月に令和3年度の保険料額に関する通知を送付しますのであわせてご確認ください。

【お問い合わせ】 健康福祉課 保険グループ  
有線：31-5123 電話：54-2511

### 国保の被保険者証が 8月1日から変わります

令和3年8月1日からお使いいただく国民健康保険の被保険者証を、7月中旬頃から各加入世帯に「特定記録郵便」で送付を開始しています。

新しい保険証は、うすい緑色です。詳しくは、被保険者証と一緒に送付する文書でご確認ください。

お問い合わせ  
健康福祉課保険グループ  
有線：31-5124  
電話：54-2511

## ～ 国民健康保険からのお知らせ ～

### ①令和3年度は保険税を一人につき15,000円減額します!! (本町独自の施策)

新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の皆さんの生活に大きな影響が及んでいることから、**令和3年度に限り、『被保険者お一人につき保険税を15,000円減額』することを決定いたしました。**  
ただし医療給付費分についての減額で、最大で15,000円を上限とします。

### ②令和3年度国民健康保険税の年税額が決まりました

本年度の国民健康保険の税率・額が次のとおり決定しましたので、お知らせします。

#### ○税率は据え置き(令和2年度と同率)

税率改定は、平成30年度から「本町の保険税率」と「県が示した市町村標準保険料率(以下『標準保険料率』)」とを比較し、本町が上回る項目についてこれまで同率・同額程度に引き下げを行ってきました。

これまで3年間に亘り保険税を引き下げ、すべての項目において、「標準保険料率」を下回ったことから、『令和3年度は税率を据え置き』とします。

		※1 所得割	※2 均等割	※3 平等割
医療給付費分	税率・額	7.31%	28,300円	20,400円
	前年度比較	(同率)	(同額)	(同額)
後期高齢者支援金分	税率・額	2.44%	9,000円	6,730円
	前年度比較	(同率)	(同額)	(同額)
介護納付金分	税率・額	1.95%	8,500円	4,600円
	前年度比較	(同率)	(同額)	(同額)

※1【所得割】 世帯のうち国保の被保険者に係る前年所得に応じた計算  
 ※2【均等割】 世帯のうち国保の被保険者数に応じた計算  
 ※3【平等割】 全世帯に平等に課税

#### ○保険税の本算定について

「本算定」とは本年度の税率・額が決まり、また申告により確定した所得情報を基に、各世帯の年税額の算定を行うことをいいます。

昨年度から、仮算定期間を廃止し本算定を7月に行い、年税額を7月から翌年3月までの9回に分けて、月々納付していただくことになっており、今年度も同様となります。

なお、保険税の最高限度額は、昨年度と同額で「医療分」が63万円です。  
 ※ 特別徴収(年金からの天引き)の方については、これまでどおりです。

#### ○税額の軽減制度等

##### ①低所得者に対する軽減

世帯のうち国保の被保険者に係る前年総所得額(擬制世帯主の所得を含む。)が下表の計算式で算出した額を下回る場合、均等割と平等割をそれぞれの軽減割合に応じて減額します。  
 今年度は2割軽減、5割軽減、7割軽減すべての判定所得が見直されました。

軽減割合	世帯のうち国保の被保険者に係る前年総所得額〔擬制世帯主の所得を含む〕
7割軽減	43万円 + 10万円×(給与所得者等の人数-1)
5割軽減	43万円 + (28万5千円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の人数-1)
2割軽減	43万円 + (52万円 × 加入者数) + 10万円×(給与所得者等の人数-1)

※「7割軽減」とは？  
 保険税(年額を100%とした場合)の70%(7割)を減額し、30%(3割)分をお支払いいただくことです。「5割軽減(50%減額)」「2割軽減(20%減額)」についても上記と同様に減額するという考え方です。

##### ②非自発的失業者に対する軽減

解雇や雇止めなど、自己都合でない理由で退職した場合には、離職の翌日から翌年度末までに限り前年の給与所得を100分の30に軽減して税額を算出する制度があります。(申告が必要です。)

##### ③一部負担金の減免制度について

災害や火災等特別の事由により生活が著しく困難となった方に対し、病院で診察を受ける際に支払う一部負担金を減免する制度があります。(※ただし、国保税の未納がない方に限ります。)

【お問い合わせ】 ・資格について…健康福祉課 有線：31-5121 電話：54-2511  
 ・税について…税務課 有線：20-4252 電話：52-2671